

令和 8 年度 航路標識協力団体募集要項

1 はじめに

海上保安庁では、灯台などの航路標識を地域のシンボルや観光資源として捉え、敷地の清掃や草刈、地域イベントの開催といった様々な活動を行っている方々を対象に、航路標識協力団体（以下「協力団体」という。）を募集します。

2 協力団体制度の概要

協力団体とは、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う団体をいいます。協力団体の指定は、法に基づき、第九管区海上保安本部長が協力団体としての活動を適正かつ確実に行うと認める団体に対して行います。協力団体に指定された団体は、海上保安庁と連携して活動を行う団体に位置付けられます。

3 対象となる活動

協力団体の活動は、次の①から④のうち1つ以上の活動とします。

- ① 航路標識に関する工事又は航路標識の維持
例）灯台の塗装、手すりの設置、清掃、草刈、簡易な点検 など
- ② 航路標識の管理に関する情報又は資料収集及び提供
例）灯台に関する歴史的資料の収集、保管 など
- ③ 航路標識の管理に関する調査研究
例）灯台の歴史調査、構造調査 など
- ④ 航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発
例）灯台の一般公開、歴史的資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催、ツアー など
- ⑤ 上記に掲げる活動に附帯する活動（注）
例）入場料等の徴収、記念品等の販売 など

（注）附帯する活動として収益活動を行う場合には、本来の活動目的達成のために実施するものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で行うことができます。

4 申請資格

協力団体の指定の申請を行うことができる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する法人等とします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、組織設立前のボランティア活動等を含め、おおむね5年を経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど、著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩ 協力団体の指定を受けた場合に、協力団体としての活動以外では、「航路標識協力団体」と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

協力団体の指定を受けようとする法人等は、申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

- ① 法人等の規約等並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- ② 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ③ 上記4申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
- ④ 上記4申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑤ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限り。）
- ⑥ 活動実績報告書（最大5年間）
- ⑦ 活動実施計画書（おおむね5年間）
- ⑧ 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
- ⑨ その他、海上保安庁が必要と認める書類

6 申請受付期間

令和8年11月2日（月）から同年12月15日（火）まで

7 申請・問い合わせ

申請先は、指定を希望する航路標識を管理する海上保安部になりますので、申請書類を持参又は郵送により提出してください。

詳しくは、次の問い合わせ先へご連絡ください。

事務所	担当地域	住 所	連絡先
新潟海上保安部 交通課	新潟県全域	新潟市中央区竜が島 1-5-4	025-244-1008
伏木海上保安部 交通課	富山県全域	高岡市伏木錦町 11-15	0766-44-0196
金沢海上保安部 交通課	石川県のうち、七尾海上 保安部担当地域を除く	金沢市湊 4-13	076-267-0511
七尾海上保安部 交通課	石川県七尾市、輪島市、 珠洲市、鹿島郡、鳳珠郡	七尾市矢田新町二部 173	0767-53-7118

8 審査・指定

申請資格の確認並びに活動実績及び活動実施計画の内容が適正であること等について審査を行い、航路標識協力団体に指定し、指定証を交付します。

指定後には、協力団体の名称、所在地、活動の概要等を海上保安庁のホームページで公示します。

9 その他

申請手続や審査基準等を解説した手引書として、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」を海上保安庁のホームページ等で公開していますので、ご覧ください。

第1号様式

航 路 標 識 協 力 団 体 指 定 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては、その代表者の氏名

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法第7
条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
- 2 指定を希望する期間 指定の日から 年 月 日まで
- 3 現在の指定状況（継続して指定の申請を行う場合に限り）
 - (1) 指定番号（指定年月日） 第 号（ 年 月 日）
 - (2) 指 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他法人等の構成員
の数が記載されているもの
- 2 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 3 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等（課税対象団
体である場合に限り。）
- 4 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 5 活動実績報告書
- 6 活動実施計画書
- 7 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
- 8 航路標識協力団体指定証（写し）（継続して指定の申請を行う場合に限り）
- 9 その他、海上保安庁が必要と認める書類

- （注意）
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 継続して指定の申請を行う場合、「指定を希望する期間」の開始日は指定を受けている期間
の終了日の翌日とすること。

航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）抜粋

（航路標識協力団体の指定）

第 7 条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第 1 項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（航路標識協力団体の業務等）

第 8 条 航路標識協力団体は、前条第 1 項の規定による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をすること。

二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。

四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第 1 項の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持（第 4 条第 1 項ただし書に規定するものを除く。）をしようとするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計画について海上保安庁長官に協議しなければならない。

3 前項の工事又は維持についての第 4 条第 1 項の適用については、前項の規定による協議が成立することをもつて、同条第 1 項の承認があつたものとみなす。

（監督等）

第 9 条 海上保安庁長官は、前条第一項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第1項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第10条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

航路標識法施行規則（昭和24年運輸省令第30号）抜粋

(航路標識協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第1条の6 法第7条第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。